

令和 7 年度

横浜市就学奨励対策審議会

資 料

令和 7 年 11 月 6 日 (木)

横浜市教育委員会

横浜市就学奨励対策審議会資料目次

1	横浜市就学奨励対策審議会委員名簿	1
2	就学援助制度の概要	
(1)	就学援助制度の概要	2
(2)	横浜市学齢児童生徒就学奨励条例	5
(3)	横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則	7
(4)	横浜市学齢児童生徒就学奨励要綱	9
(5)	横浜市学齢児童生徒就学奨励金審査基準及び処分基準	14
(6)	横浜市就学奨励対策審議会条例	18
(7)	横浜市就学奨励対策審議会運営要領	20
3	令和6年度就学援助事業実施状況	
(1)	区別の認定状況	22
(2)	申請理由別内訳	24
(3)	費目別決算額	25
(4)	政令指定都市就学援助事業一覧	26
4	令和7年度就学援助事業実施状況	
(1)	予算額の前年度対比表	30
(2)	区別の認定状況	31
(3)	認定者数の推移（平成25年度～令和7年度）	31
5	令和8年度就学援助事業実施計画	
(1)	実施計画（案）	32
(2)	認定基準（案）	33
※	就学援助対象者の認定に係る所得基準について	35
6	就学援助事業 単価対比表	37
添付資料		
(1)	就学援助制度のお知らせ（令和7年度）	

1 横浜市就学奨励対策審議会委員名簿 (第31期)

任期:令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

No.	委員氏名	選出区分	職 名
1	小林 達夫	学識経験者	都筑区民生委員児童委員協議会会长
2	紅林 千津子	学識経験者	瀬谷区民生委員児童委員協議会会长
3	三藤 敏樹	学識経験者	白梅学園大学教職教育・研究センター教授
4	吉中 季子	学識経験者	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部准教授
5	坪谷 美欧子	学識経験者	横浜市立大学国際教養学部教授
6	松本 雅威	学識経験者	横浜市P.T.A連絡協議会会长
7	伊藤 泰毅	関係行政機関職員	健康福祉局生活福祉部生活支援課長
8	佐藤 裕二	教育委員会職員	小学校長代表（横浜市立西が岡小学校長）
9	熊野 一隆	教育委員会職員	中学校長代表（横浜市立本宿中学校長）

2 就学援助制度の概要

(1) 就学援助制度の概要

ア 就学援助制度の趣旨

教育の機会均等の理念に基づき、経済的理由のため就学が困難な児童生徒の就学奨励を目的としています。

イ 関係法令

(1) 日本国憲法第26条【教育を受ける権利、教育の義務】	
	① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。 ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。
(2) 教育基本法第4条【教育の機会均等】	
	① すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。 ② 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。 ③ 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。
(3) 学校教育法第19条【就学の援助】	
	経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。
(4) 学校保健安全法第24条【地方公共団体の援助】	
	地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小・中学部の児童生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童生徒の保護者で各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病的治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。
(5) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第2条【国の補助】	
(6) 学校給食法第12条【国の補助】	
(7) 学校保健安全法第25条【国の補助】	
(8) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第29条【国の補助】	

ウ 本市条例等

(1) 横浜市学齢児童生徒就学奨励条例
(2) 横浜市就学奨励対策審議会条例

エ 就学援助費の支給対象者

横浜市立小・中・義務教育学校に在学している(翌学年の初めから市立小・中・義務教育学校に入学しようとする者を含む)児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 生活保護法第6条第2項の規定による要保護者。但し、要保護者のうち、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者については、修学旅行費、卒業アルバム代等、学校病医療費、日本スポーツ振興センター共済掛金の支給のみが対象となります。
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮しているため就学困難と認めた者。

才 就学援助の種類及び範囲

費　目	支給対象者	基　　準	援助内容(補助対象)
学用品費	小・中全学年 (準要保護)	児童生徒の所持にかかる物品で通常、学校における各教科及び特別活動の学習に直接必要とする学用品	鉛筆、ノート、定規、副読本、体育用靴、体操着
通学用品費	小・中第1学年を除く全学年 (準要保護)	児童生徒が通学のため通常必要とするもの	カバン、弁当箱、上ばき、通学用靴、雨傘等
校外活動費	小・中全学年 (準要保護)	学校行事として行われる校外活動に直接必要な経費	交通費、見学料
PTA会費	小・中全学年 (準要保護)	PTA活動に要する費用として、一律に負担している費用	
生徒会費	中全学年 (準要保護)	生徒会費として一律に負担している費用 ※小学校の児童会は会費徴収がないため対象外	
入学準備費	小・中第1学年 (準要保護)	小学校又は中学校へ入学するにあたって通常必要とする学用品及び通学用品	ランドセル、カバン、上ばき、通学用服、靴、雨傘等
宿泊を伴う 校外活動費	小・中全学年 (準要保護)	学校行事で児童生徒が宿泊を伴う校外活動に参加(学年で1回のみ)するため直接必要な経費	交通費、見学料
修学旅行費	小第6学年 中第3学年 (要保護・準要保護)	修学旅行に直接必要な経費(小学校または中学校でそれぞれ1回のみ)	交通費、宿泊費、見学料、旅行のしおり代、記念写真代等
クラブ活動費	小・中全学年 (準要保護)	①(小学校の特別活動として授業時間内の)クラブ活動における材料費等の実費 ②(中学校の課外活動の)部活動の実施に伴う活動費など	
卒業アルバム 代等	小第6学年 中第3学年 (要保護・準要保護)	卒業アルバム及び卒業記念品等に必要な経費	卒業アルバム代、卒業写真代、卒業記念品代等
学校給食費	小・中全学年 (準要保護)	学校給食費	
学校病医療費	小・中全学年 (要保護・準要保護)	学校保健法に定める疾病(学校病)の医療費	診療、処置、手数料、薬剤、治療材料(通院費)
日本スポーツ振興 センター共済掛金	小・中全学年 (要保護・準要保護)	共済掛金	掛金免除

(2) 横浜市学齢児童生徒就学奨励条例

横浜市学齢児童生徒就学奨励条例

昭和 26 年 10 月 5 日

条例第 49 号

〔横浜市学令児童生徒就学奨励条例〕をここに公布する。

横浜市学齢児童生徒就学奨励条例

(目的)

第 1 条 この条例は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定により、経済的理由のため就学困難な学齢児童及び学齢生徒（以下「学齢児童等」という。）の就学を奨励することを目的とする。

（平 19 条例 54・一部改正）

(奨励金を受けることのできる者)

第 2 条 この条例により就学奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けることのできる者は、横浜市内に居住し、市立小学校、市立中学校及び市立義務教育学校に在学する学齢児童等の保護者で、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 13 条の規定による教育扶助を受けていない生活困窮者とする。

（平 19 条例 54・平 28 条例 4・一部改正）

(交付申請)

第 3 条 奨励金の交付を受けようとする者は、就学奨励金交付申請書（以下「申請書」という。）を学齢児童等の在学する学校の校長を経て教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請があったときは、校長は家庭の事情に関する調書を作成し申請書に添付しなければならない。

（平 19 条例 54・一部改正）

(奨励金の交付決定)

第 4 条 委員会は、当該申請に係る学齢児童等の学年、家庭の事情等を考慮して奨励金の交付を決定する。

（平 19 条例 54・一部改正）

(奨励金)

第 5 条 奨励金の額は、毎年度予算の定めるところにより、前条の手続に準じて委員会が決定する。

2 奨励金は時宜により物品を支給してこれにかえることがある。

(奨励金の交付)

第 6 条 奨励金は、学齢児童等の在学する学校の校長を経て交付する。

2 奨励金を交付する期間は、委員会がその交付を決定した日から毎学年の末日までとする。

(平19条例54・一部改正)

(奨励金の返還)

第7条 奨励金は返還を要しない。但し、委員会において返還を要すると認めたものについてはこの限りでない。

(委任)

第8条 この条例実施のための手続その他その執行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和26年4月1日から適用する。

附 則(平成19年9月条例第54号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成19年12月26日)

附 則(平成28年2月条例第4号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月条例第61号)

(施行期日)

1 この条例は平成31年3月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の横浜市学齢児童生徒就学奨励条例の規定に基づく就学奨励金の交付の申請の手続その他のこの条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(3) 横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則

横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則

昭和 26 年 10 月 5 日

教委規則第 7 号

注 平成元年 2 月から改正経過を注記した。

横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則を次のように定める。

横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則

(目的)

第 1 条 横浜市学齢児童生徒就学奨励条例(昭和 26 年 10 月横浜市条例第 49 号。以下「条例」という。)の実施及び手続については、この規則の定めるところによる。

(保護者)

第 2 条 条例第 2 条の保護者とは、学齢児童又は学齢生徒に対して親権を行う者とし、親権を行う者のないときは後見人又は後見人の職務を行う者をいう。

(平成教委規則 4・一部改正)

(交付の申請)

第 3 条 就学奨励金(以下「奨励金」という。)の交付を受けようとする保護者は、条例第 3 条に規定する就学奨励金交付申請書に、教育長が必要と認める書類を添付して、学齢児童又は学齢生徒の在学する学校の校長(以下「校長」という。)を通じて教育長に申請する。

(平成教委規則 4・全改)

(資格の基準及び審査)

第 4 条 教育長は、奨励金の交付を受けることのできる者の資格の基準を定め、前条の申請を審査する。

(平成教委規則 4・全改)

(審査結果の通知)

第 5 条 教育長は、前条の審査の結果を校長を通じて保護者に通知する。

(平成教委規則 4・全改)

(請求の手続)

第 6 条 保護者は、奨励金の交付の請求及び受領について校長に委任するものとする。

2 前項の規定により委任を受けた校長は、教育委員会事務局職員のうち教育長が適當と認める者に委任を受けた事務を復委任することができる。

(平成教委規則 4・全改)

(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

(平元教委規則4・追加)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和26年4月1日から適用する。

付 則(昭和32年6月教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

付 則(昭和41年5月教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

付 則(昭和50年3月教委規則第3号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月教委規則第1号) この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成元年2月教委規則第4号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

(4) 横浜市学齢児童生徒就学奨励要綱

横浜市学齢児童生徒就学奨励要綱

制定 令和4年3月25日（教学第2001号教育長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市学齢児童生徒就学奨励条例（昭和26年10月横浜市条例第49号。以下「条例」という。）及び横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則（昭和26年10月横浜市委員会規則第7号。以下「規則」という。）の規定に基づき、教育委員会が行う横浜市学齢児童生徒就学奨励事業（以下「就学奨励」という。）に関し、必要な細目を定めるものとする。

（用語）

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

（審査基準）

第3条 就学奨励の対象者、対象期間及び所得の限度額等の審査基準及び処分基準については、横浜市学齢児童生徒就学奨励審査基準及び処分基準（令和4年3月25日教学第1976号教育長決裁。以下「審査基準」という。）の規定による

（支給費目）

第4条 奨励金の費目は、別表1に定める。

（支給額）

第5条 奨励金の額は、要保護児童生徒奨励金補助金事業において国が示す予算単価及び本市生活保護基準表における支給額等を基に毎年度定める。

2 第6条ただし書きに規定する対象期間が一年に満たない場合は、期間内に発生した費用についてのみ支給を行う。

（対象期間）

第6条 就学奨励の対象とする期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。

ただし、審査基準第3条に該当する状態が年度を通して継続しない場合は、この限りでない。

（申請及び委任）

第7条 就学奨励の申請をする保護者は、条例第3条第1項及び規則第3条の規定により申請書等を教育長へ提出し、奨励金の請求、受領、戻入、充当及び復委任について校長に委任するものとする。

（受任及び復委任）

第8条 校長は、申請者から申請書の提出及び前条の規定による委任を受けたときは、申請内容に誤りのないことを確認の上、条例第3条第2項に規定する調書を作成し、教育長に提出しなければならない。

2 校長は、申請者から受任した事務のうち、奨励金の請求については、教育委員会事務局職員のうち、教育長が適當と認める者に復委任を行う。

(状況確認)

第9条 校長は、教育長から求められたときは、奨励金を受給する保護者及び審査基準第3条第1項第3号の世帯についての世帯構成、経済状況等を確認し、報告しなければならない。

(審査及び通知)

第10条 教育長は、校長から申請書を受理した日から起算して100日以内に、審査基準第3条に規定する対象者に該当するか否かを審査し、校長を通じてその結果を申請者に通知しなければならない。

2 前項の審査を行うに当たり、教育長は、添付すべき書類の不足により審査を行うことができないときは、不足書類の内容について校長を通じて申請者に通知しなければならない。

3 前項の規定する通知が急を要する場合には、教育長は、申請者に直接通知することができる。

(支給及び充当)

第11条 前条の審査により、審査基準第3条に規定する対象者に該当することが認定された保護者（以下「認定者」という。）に対しては、校長を通じて奨励金を支給する。

2 奨励金の支給日現在で、学校で徴収する納入金に未納分がある場合に、校長は支給すべき奨励金のうち該当する費目から当該未納分に充当することができる。

3 校長は、認定者に速やかに奨励金を支給し、その明細を学齢児童等ごとに作成しなければならない。

(申請の却下)

第12条 教育長は、申請者に求めた書類が指定する期日までに提出されないときは、当該年度の申請を却下することができる。

(異動報告)

第13条 校長は、認定者について転出等の異動が生じたときは、速やかに教育長に届け出なければならない。

(書類の作成及び保存)

第14条 校長及び教育長は、就学奨励事務の遂行に当たり、定められた書類を適正に作成し、奨励金の支給事務の完了から5年間保存しなければならない。

(完了報告)

第15条 校長は、奨励金の支給事務の完了後、速やかに教育長に対して完了の報告を行うこととする。

(報告及び調査)

第16条 教育長は、必要と認めるときは、校長に対して就学奨励に関する報告を求め、又は調査を行うことができる。

(就学奨励対策協議会)

第 17 条 校長は、経済的理由により就学困難な学齢児童等の家庭を把握し、就学奨励を図ることを目的として、必要があると認めるときに就学奨励対策協議会を開催することができる。

(その他)

第 18 条 就学奨励において使用する様式は、別表 2 に定める。

2 この要綱の実施に際し必要となる詳細な事項は、事務手引き又は通知により別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

【別表1】支給費目

(1) 学用品費	学齢児童等が通常必要とする学用品又はその購入費
(2) 通学用品費	小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する学齢児童等、または入学準備費を受給しない第1学年の学齢児童等が通常必要とする通学用品又はその購入費。
(3) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）	学齢児童等が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学科。
(4) 宿泊を伴う校外活動費	学齢児童等が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学科。
(5) 修学旅行費	学齢児童等が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費。
(6) 入学準備費	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品費及び通学用品又はそれらの購入費。認定期間に4月が含まれるものに限る。ただし、入学前支給の場合、小学校は入学準備費申請で認定になつたもの、中学校は認定期間に小学6年生時の11月が含まれるものに限る。
(7) クラブ活動費	ア 小学校の特別活動として授業時間内に実施されるクラブ活動において、参加するために直接必要となる経費。 イ 中学校のクラブ活動（課外の部活動を含む。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う学齢児童等全員が一律に負担すべきこととなる経費。
(8) 生徒会費	中学校の生徒会費（学級費、クラス会費を含む。以下同じ。）として一律に負担すべきこととなる経費。
(9) P T A会費	小学校又は中学校において、学校・学級・地域等を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費。
(10) 卒業アルバム代	小学校又は中学校において、卒業アルバム及び卒業記念品等に必要となる経費。認定期間に3月が含まれるものに限る。

【別表2】様式一覧

様式番号	様式名称
第1号様式の1	申請書
第1号様式の2	認定台帳
第2号様式の1	審査結果一覧
第2号様式の2	請求内訳書(学用品費等・クラブ活動費)
第2号様式の3	認定・支給内訳書
第3号様式の1～4	修学旅行費請求(支給)内訳書
第4号様式の1～4	宿泊を伴う校外活動費請求(支給)内訳書
第5号様式	復委任状兼口座振替払申出書
第6号様式の1～3	申請・受給者異動報告書
第7号様式	戻入内訳書
第8号様式	出納簿
第9号様式	個人支給明細書
第10号様式	申請に係る状況確認書
第11号様式	就学奨励対策協議会の開催について
第12号様式	修学旅行実施報告書
第13号様式	非認定者名簿
第14号様式の1、2	申請の審査結果について(非認定通知)
第15号様式	事業完了報告書
第16号様式の1	クラブ活動費請求内訳書
第16号様式の2	クラブ別活動費一覧表
第17号様式の1	受領申出書(兼口座振込依頼書)
第17号様式の2	口座振込依頼書
第18号様式の1～4	申請の審査結果及び支給についてのお知らせ(審査結果通知)
第19号様式の1～4	支給についてのお知らせ
第20号様式	申請送付一覧表
第21号様式	申請についてのお知らせ(取下げ等通知)
第22号様式	認定通知

(5) 横浜市学齢児童生徒就学奨励金審査基準及び処分基準

横浜市学齢児童生徒就学奨励金審査基準及び処分基準

制 定 令和4年3月25日（教学第1976号教育長決裁）

（目的）

第1条 この審査基準及び処分基準（以下「審査基準等」という。）は、横浜市学齢児童生徒就学奨励条例（昭和26年10月横浜市条例第49号。以下「条例」という。）及び横浜市学齢児童生徒就学奨励条例施行規則（昭和26年10月横浜市教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）の規定に基づく就学奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関する審査基準等について定めることを目的とする。

（用語）

第2条 この審査基準等における用語の意義は、条例及び規則の例による。

（奨励金を受けることのできる者）

第3条 条例第2条に規定する「奨励金の交付を受けることのできる者」とは、同条に規定する要件を満たし、就学のための公的な支援制度（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当を除く。）を受けておらず、かつ、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（1）前年度又は当該年度において次に該当する者

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護が停止又は廃止された者（世帯の変更による廃止を除く。）

（2）条例第3条第1項及び規則第3条の規定による申請（以下単に「申請」という。）を行った日ににおいて次に該当する者

ア 児童扶養手当を受給している者

イ 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者で、支給費目（別表第1）に掲げる費目のうち生活保護として支給されない費用があるもの

（3）その他経済的に困窮している者で、次のいずれかに該当するもの

ア 次条第1項の規定による所得が前年又は当該年で同条第2項に規定する限度額以下の者
イ 教育長が特に援助を要すると認める者

2 前項に該当する者であっても、学齢児童等が学校に在籍しているにもかかわらず、実際には就学をしていない期間及び施設入所等により監護下にない期間については、奨励金の交付を受ける資格を有さない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1）経済的理由で学齢児童等を就学させることができず、奨励金の交付を受けることで就学させることが可能になるとき。

- (2) 学齢児童等が本人の事情により相当の期間学校を欠席している場合で、就学している時と同等の経済的負担が生じており、かつ、学齢児童等が再登校のため何らかの行為を定期的に行っていると校長が認めるとき。

(所得の算定及び限度額)

第4条 前条第1項第3号アに規定する「所得」とは、申請を行った者及び学齢児童等と生計を同一とする世帯の所得（同一世帯員の被扶養者及び18歳未満の世帯員のものを除く。）の合計であつて、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得のうち公的年金等その他総合課税の所得の金額の合計から特別控除額表（別表第2）に掲げる特別控除額を差し引いたものをいう。

- 2 所得の限度額は、当該年の前年における本市生活保護基準のうち、基準生活費（居宅）、教育扶助費及び住宅扶助費の合計額の1.0倍を基準として教育長が毎年度定める。

(決定の取消し及び奨励金の返還)

第5条 教育長は、認定者について、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 転居又は世帯状況の変更等により、第3条第1項に規定する奨励金の交付を受けることのできる者でなくなったとき又は同条第2項の規定により奨励金の交付を受ける資格を喪失したとき。
- (2) 申請の内容に事実と相違があることが判明したとき。
- (3) その他教育長が奨励金を交付することが適当でないと判断したとき。

- 2 前項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金が支給されているときは、教育長は、返還を求めることができる。

附 則

この審査基準等は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 支給費目

(1) 学用品費	学齢児童等が通常必要とする学用品又はその購入費
(2) 通学用品費	学齢児童等が通常必要とする通学用品又はその購入費（入学準備費が支給される場合を除く。）
(3) 宿泊を伴わない校外活動費	学齢児童等が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料
(4) 宿泊を伴う校外活動費	学齢児童等が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学料
(5) 修学旅行費	学齢児童等が修学旅行（市立小学校及び市立義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）又は市立中学校及び市立義務教育学校の後期課程（以下「中学校等」という。）を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費
(6) 入学準備費	入学に当たり通常必要とする学用品及び通学用品又はそれらの購入費
(7) クラブ活動費	ア小学校等の特別活動として授業時間内に実施されるクラブ活動に参加するために直接必要となる経費 イ中学校等のクラブ活動（課外の部活動を含む。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う学齢児童等全員が一律に負担すべきこととなる経費
(8) 生徒会費	中学校等の生徒会費（学級費及びクラス会費を含む。）として一律に負担すべきこととなる経費
(9) P T A会費	P T A活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費
(10) 卒業アルバム代	卒業アルバム及び卒業記念品等に必要となる経費

別表第2 特別控除額表

特別の事情	左の説明	特別控除額
(1) 母子家庭、父子家庭若しくは父及び母のいずれもいない世帯又は父及び母のいずれも無所得の世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・父及び母のいずれか一方と子の世帯 ・父及び母以外が保護者である世帯 ・父及び母以外の者の所得で生計を維持している世帯 	35万円
(2) 世帯に2人以上に所得がある世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・父母ともに所得のある世帯 ・父母以外にも、祖父母、兄、姉、おじ、おば等に所得がある世帯 	世帯の中で最も所得が高い者以外の所得者1人につき最大35万円（所得が35万円未満の場合はその額）
(3) 障害者手帳の交付を受けている者等の属する世帯又は個別支援学級若しくは特別支援学校に在学する児童生徒の属する世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は所得税法に規定する障害者控除を受けている者の属する世帯 ・個別支援学級又は特別支援学校に在学する児童生徒の属する世帯 	1人につき35万円
(4) 医療費控除を受けた世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税又は市民税及び県民税の申告において、医療費控除を申告した世帯 	医療費控除の対象となる金額
(5) 給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税法に規定する給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある世帯 	1人につき最大10万円

(6) 横浜市就学奨励対策審議会条例

横浜市就学奨励対策審議会条例

昭和39年6月10日
条例第73号

〔横浜市就学奨励対策審議会条例〕をここに公布する。

横浜市就学奨励対策審議会条例

(設置)

第1条 横浜市における学齢児童(市立小学校又は市立義務教育学校の前期課程に在学する児童をいう。)及び学齢生徒(市立中学校又は市立義務教育学校の後期課程に在学する生徒をいう。)(就学予定者(翌学年の初めから市立小学校、市立中学校又は市立義務教育学校に入学しようとする者をいう。)を含む。以下「学齢児童等」という。)の就学の万全を期するため、横浜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、横浜市就学奨励対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平29条例61・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童等の調査方法及び選定基準に関すること。
- (2) その他就学奨励対策に関すること。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(平29条例61・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 教育委員会の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第7条 審議会に、幹事及び書記若干人を置く。

- 2 幹事及び書記は、教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 書記は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行後最初の審議会の招集は、教育委員会が行なう。

附 則(平成29年12月条例第61号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(7) 横浜市就学奨励対策審議会運営要領

横浜市就学奨励対策審議会運営要領

平成13年11月26日

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市就学奨励対策審議会条例に基づく横浜市就学奨励対策審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事日程)

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

(開会等)

第3条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

(議事の運営)

第4条 議事の運営は、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序によるものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

(発言及び採決)

第5条 会議において発言しようとするものは、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言しなければならない。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。

(会議録)

第6条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 議事日程等
- (4) 議案に関する議事及び議決の状況
- (5) 議案及び関係資料
- (6) その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合又は次回の会議開催まで1箇月以上を要する場合においては、審議会があらかじめ指名した者の確認を得ることとができる。

(審議会の会議の公開)

第7条 審議会の会議は公開とする。

2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、事前に事務局まで申し出るものとし、会議当日会場の受付で受付簿に氏名、年齢及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

3 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(会議資料の配付)

第8条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付するものとする。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第9条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第10条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第11条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書きの規定により会議を非公開とするときは、会長はその旨宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

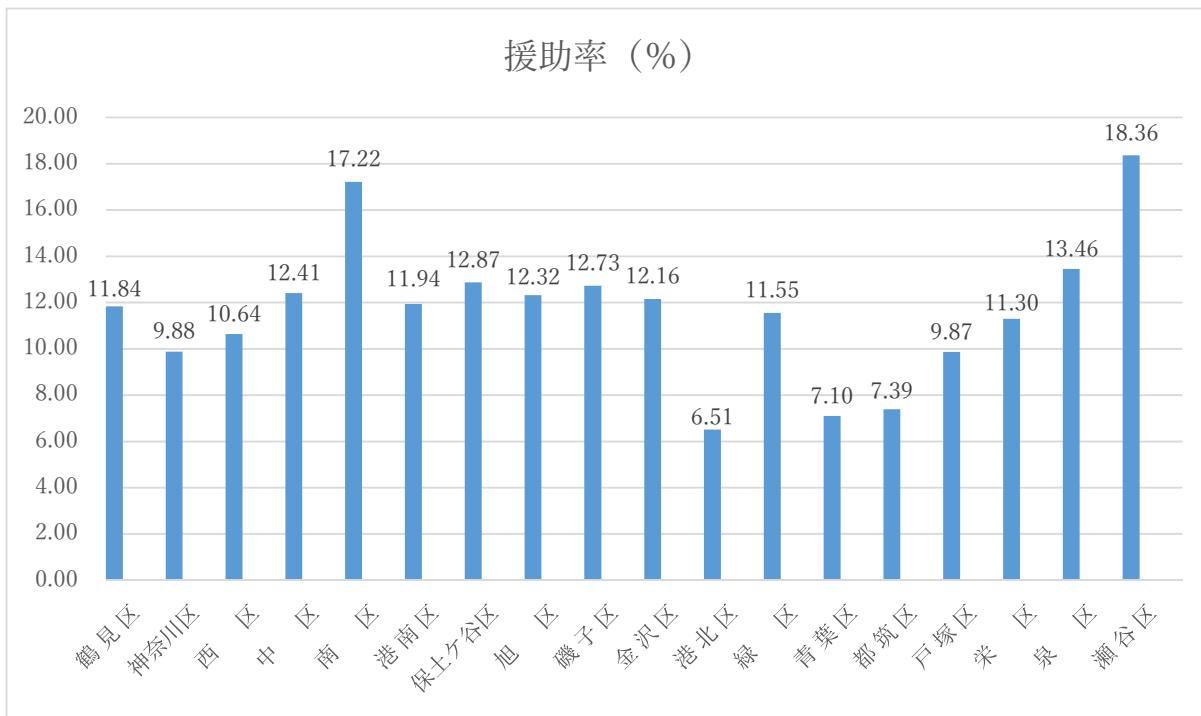
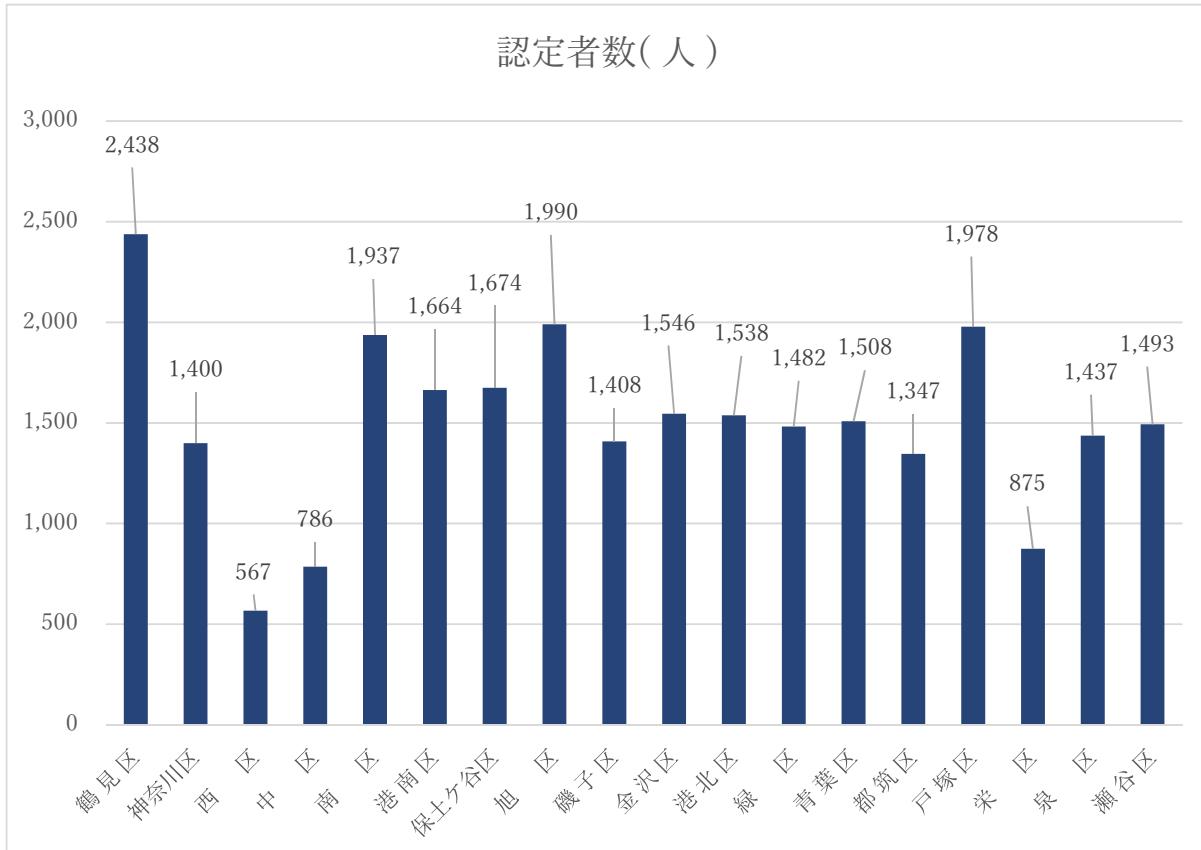
附則

この要領は、平成13年11月26日から施行する。

3 令和6年度就学援助事業実施状況

(1) 区別の認定状況

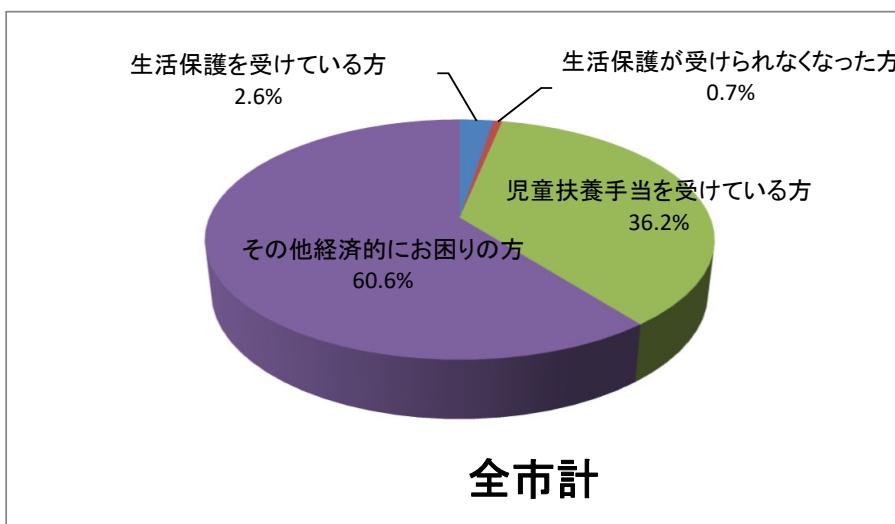
区	小学校				中学校				小・中学校計			
	在籍者数 A	申請者数 B	認定者数 C	援助率 C/A	在籍者数 A'	申請者数 B'	認定者数 C'	援助率 C'/A'	在籍者数 A+A'	申請者数 B+B'	認定者数 C+C'	援助率 (C+C')/(A+A')
単位	人	人	人	%	人	人	人	%	人	人	人	%
令和6年度計	170,890	19,731	17,094	10.00	76,165	11,530	9,974	13.10	247,055	31,261	27,068	10.96
令和5年度実績	173,381	20,676	18,307	10.56	77,184	12,116	10,587	13.72	250,565	32,792	28,894	11.53
差引	△ 2491	△ 945	△ 1213	△ 0.56	△ 1019	△ 586	△ 613	△ 0.62	△ 3510	△ 1531	△ 1826	△ 0.58
鶴見区	14,102	1,830	1,535	10.88	6,493	1,066	903	13.91	20,595	2,896	2,438	11.84
神奈川区	10,111	1,005	886	8.76	4,055	592	514	12.68	14,166	1,597	1,400	9.88
西区	4,121	458	394	9.56	1,207	202	173	14.33	5,328	660	567	10.64
中区	4,365	506	439	10.06	1,971	389	347	17.61	6,336	895	786	12.41
南区	7,633	1,478	1,286	16.85	3,618	751	651	17.99	11,251	2,229	1,937	17.22
港南区	9,141	1,177	1,018	11.14	4,799	732	646	13.46	13,940	1,909	1,664	11.94
保土ヶ谷区	8,746	1,176	1,037	11.86	4,265	736	637	14.94	13,011	1,912	1,674	12.87
旭区	11,028	1,458	1,257	11.40	5,121	855	733	14.31	16,149	2,313	1,990	12.32
磯子区	7,700	1,061	918	11.92	3,358	578	490	14.59	11,058	1,639	1,408	12.73
金沢区	8,401	1,123	963	11.46	4,310	685	583	13.53	12,711	1,808	1,546	12.16
港北区	17,522	1,182	997	5.69	6,111	658	541	8.85	23,633	1,840	1,538	6.51
緑区	9,025	1,113	980	10.86	3,806	576	502	13.19	12,831	1,689	1,482	11.55
青葉区	14,952	1,077	939	6.28	6,277	637	569	9.06	21,229	1,714	1,508	7.10
都筑区	12,494	971	855	6.84	5,731	557	492	8.58	18,225	1,528	1,347	7.39
戸塚区	13,817	1,402	1,220	8.83	6,224	866	758	12.18	20,041	2,268	1,978	9.87
栄区	5,390	659	570	10.58	2,353	362	305	12.96	7,743	1,021	875	11.30
泉区	6,972	995	873	12.52	3,706	647	564	15.22	10,678	1,642	1,437	13.46
瀬谷区	5,370	1,060	927	17.26	2,760	641	566	20.51	8,130	1,701	1,493	18.36
（参考） 令和6年度計(震災)	-	0	0	-	-	1	1	-	-	1	1	-



(2) 申請理由別内訳

申請理由	生活保護を受けている方	生活保護が受けられなくなった方	児童扶養手当を受けている方	その他経済的にお困りの方	計
鶴見区	73	13	790	1,562	2,438
神奈川区	23	2	518	857	1,400
西区	10	1	217	339	567
中区	25	4	258	499	786
南区	60	15	655	1,207	1,937
港南区	52	12	656	944	1,664
保土ヶ谷区	45	9	633	987	1,674
旭区	62	23	700	1,205	1,990
磯子区	39	4	518	847	1,408
金沢区	40	17	583	906	1,546
港北区	20	7	572	939	1,538
緑区	43	6	547	886	1,482
青葉区	25	4	538	941	1,508
都筑区	21	7	521	798	1,347
戸塚区	47	11	739	1,181	1,978
栄区	10	9	308	548	875
泉区	50	14	513	860	1,437
瀬谷区	51	19	534	889	1,493
合 計	696	177	9,800	16,395	27,068
構成比(%)	2.6%	0.7%	36.2%	60.6%	100.0%

※小・中の合計数



(3) 費目別決算額

費　目	校　種	決　算　額		
		人　員	平均単価	金　額　(円)
学用品費・通学用品費 校外活動費 PTA会費 生徒会費（中学校のみ）	小学校	16,790	18,225	305,991,556
	中学校	9,622	31,271	300,891,997
	計	26,412	-	606,883,553
入学準備費	小学校	2,357	63,100	148,726,700
	中学校	3,483	78,314	272,766,015
	計	5,840	-	421,492,715
宿泊を伴う 校外活動費	小学校	5,117	3,525	18,039,917
	中学校	2,128	5,909	12,574,082
	計	7,245	-	30,613,999
修学旅行費	小学校	3,287	23,806	78,251,291
	中学校	3,318	62,699	208,036,790
	計	6,605	-	286,288,081
クラブ活動費	小学校	119	403	47,917
	中学校	9,621	19,534	187,936,801
	計	9,740	-	187,984,718
卒業アルバム代等	小学校	3,443	11,000	37,873,000
	中学校	3,614	8,800	31,803,200
	計	7,057	-	69,676,200
学校給食費	小学校	16,705	48,746	814,307,588
	中学校	4,470	78,028	348,785,788
	計	21,175		1,163,093,376
学校病医療費	小学校	0	0	0
	中学校	1	1,614	1,614
	計	1	-	1,614
日本スポーツ振興 センター共済掛金	小学校	15,880	935	14,847,800
	中学校	9,413	935	8,801,155
	計	25,293	-	23,648,955
眼鏡購入費	小学校	493	4,984	2,457,190
	中学校	534	4,994	2,666,650
	計	1,027	-	5,123,840
合計	小学校	64,191	-	1,420,542,959
	中学校	46,204	-	1,374,264,092
	計	110,395	-	2,794,807,051

(4) 政令指定都市就学援助事業一覧表（申請状況、所得基準）

区分 都市名	校種	令和6年度							所得基準（令和6年度）			申請	
		学校数 校	児童生徒数 (A) 人	認定者数 内訳 (左行：要保、右行：準保)	認定者数 (B) 人	援助率 B/A	世帯数(戸) 人口(人)	所得基準額（4人世帯）			当初受付	申請場所	
											追加受付	申請方法	
1 横浜市	小	337	170,890	321	16,773	17,094	10.0%	1,813,835	市生活保護基準（平成25年8月） ×1.00倍	3,442,942円	5月上旬	学校	
		中	146	76,165	375	9,599	9,974	13.1%	3,773,050		7月中旬、以降2月末まで随時受付	単年度	
		計	483	247,055	696	26,372	27,068	11.0%					
2 札幌市	中	199	86,762	2,067	10,054	12,121	14.0%	1,002,381	市生活保護基準（平成25年4月） ×1.10倍	2,520,000円	8月下旬まで	学校(紙)：25% 教委(電子)：75%	
		計	299	130,789	3,536	16,129	19,665	15.0%	1,969,243		以降も随時受付	単年度	
		小	118	73,722	579	5,156	5,735	7.8%	549,261				
3 仙台市	中	64	49,172	204	2,948	3,152	6.4%		市生活保護基準（令和5年4月） ×1.00倍	3,054,725円	前年度2月頃から受付	学校	
		計	182	122,894	783	8,104	8,887	7.2%	1,096,091		4月以降随時受付	単年度	
		小	105	35,946	255	5,538	5,793	16.1%	348,945				
4 新潟市	中	57	18,697	168	3,336	3,504	18.7%		市生活保護基準（平成26年4月） ×1.30倍	4,036,630円	4月から5月まで	学校	
		計	162	54,643	423	8,874	9,297	17.0%	770,893		随時	単年度	
		小	104	68,585	443	4,213	4,656	6.8%	646,220				
5 さいたま市	中	59	32,154	299	2,667	2,966	9.2%		(持家) 3,245,340円 (借家) 3,989,340円 家賃月額62,000円まで考慮	2,520,000円	2月下旬から4月末	学校・教育委員会・区役所・区民課	
		計	163	100,739	742	6,880	7,622	7.6%	1,348,612		当初期間以降、随時受付	単年度	
		小	107	44,808	417	2,974	3,391	7.6%	473,170				
6 千葉市	中	55	22,472	271	1,840	2,111	9.4%		市生活保護基準（平成24年12月） ×1.00倍	3,260,000円	継続：3月 新規：4月	学校	
		計	162	67,280	688	4,814	5,502	8.2%	984,304		随時（5月～2月）	継続申請	
		小	115	72,963	630	5,993	6,623	9.1%	781,998				
7 川崎市	中	52	29,929	402	3,387	3,789	12.7%		市生活保護基準（平成30年4月） ×1.00倍	3,302,550円	4～5月	学校	
		計	167	102,892	1,032	9,380	10,412	10.1%	1,550,991		随時	単年度	
		小	71	32,416	68	4,316	4,384	13.5%	347,289				
8 相模原市	中	37	16,216	90	2,202	2,292	14.1%		市生活保護基準（令和5年12月） ×1.20倍	3,532,620円	4～7月	教育委員会 小1は学校	
		計	108	48,632	158	6,518	6,676	13.7%	724,222		8～3月	継続申請	
		小	81	29,514	222	2,003	2,225	7.5%	304,178				
9 静岡市	中	43	15,139	168	1,228	1,396	9.2%		市生活保護基準（令和6年4月） ×1.30倍	3,913,452円 +社会保険料 +勤労控除	4～7月、入学前申請12月	学校	
		計	124	44,653	390	3,231	3,621	8.1%	674,314		随時：毎月末締め	単年度	
		小	97	39,348	164	3,105	3,269	8.3%	357,183				
10 浜松市	中	49	19,840	124	1,934	2,058	10.4%		市生活保護基準（令和5年4月） ×1.30倍	3,479,892円	4月下旬	学校	
		計	146	59,188	288	5,039	5,327	9.0%	786,970		12月末まで随時受付	単年度	
		小											

区分 都市名	校種	令和6年度							所得基準（令和6年度）				申請			
		学校数 校	児童生徒数 (A) 人	認定者数 内訳 (左行：要保、右行：準保) 人		認定者数 (B) 人	援助率 B/A	世帯数(戸) 人口(人)	所得基準額（4人世帯）		当初受付	申請場所				
											追加受付	申請方法				
11 名古屋市		小	260	108,388	1,061	15,625	16,686	15.4%	1,174,484	市生活保護基準（令和5年10月） ×1.20倍	4月、9月分（9月から8月の認定期間） 4,179,000円	学校				
		中	110	50,046	654	7,745	8,399	16.8%					単年度			
		計	370	158,434	1,715	23,370	25,085	15.8%	2,331,264			随時（3月、8月を除く）				
12 京都市		小	158	56,853	1,087	7,231	8,318	14.6%	751,075	毎年度、生活保護基準・消費者物価指数等の社会経済動向や他都市状況を総合的に勘案して設定している。	2,792,700円	新規申請は5月15日まで 継続申請は5月末まで	学校			
		中	72	26,642	715	4,233	4,948	18.6%					単年度・継続併用			
		計	230	83,495	1,802	11,464	13,266	15.9%	1,440,185			随時				
13 大阪市		小	282	111,975	2,405	15,421	17,826	15.9%	1,554,209	市生活保護基準（令和5年4月） ×1.00倍	(持家) 253万円 (借家) 318万円	早期1：R5年12月1日～R5年12月23日、 早期2：R6年3月1日～R6年3月11日、 一般1：R6年3月1日～R6年5月10日、 一般2：R6年3月1日～R6年6月28日	学校			
		中	129	51,158	1,503	9,576	11,079	21.7%					単年度			
		計	411	163,133	3,908	24,997	28,905	17.7%	2,785,393			随時：7月1日以降				
14 堺市		小	92	39,074	561	5,178	5,739	14.7%	373,434	市生活保護基準（令和5年4月） ×1.00倍	2,780,000円	4月15日～30日	電子：74.4% 区役所：17.1% 学校：7.6% 郵送：0.9%			
		中	43	19,830	411	3,040	3,451	17.4%								
		計	135	58,904	972	8,218	9,190	15.6%	808,679			5月1日～2月29日まで随時		単年度		
15 神戸市		小	164	69,559	1,187	8,030	9,217	13.3%	779,532	国生活保護基準（平成25年4月） ×1.20倍	2,664,000円	5月下旬	教委			
		中	86	33,393	752	4,785	5,537	16.6%						単年度		
		計	250	102,952	1,939	12,815	14,754	14.3%	1,487,990			以降2月上旬まで受付				
16 岡山市		小	87	34,875	425	4,720	5,145	14.8%	341,633	市生活保護基準（平成25年4月） ×1.30倍	2,676,000円	5月頃	教委（郵送）			
		中	37	16,962	2,725	238	2,963	17.5%						単年度		
		計	124	51,837	3,150	4,958	8,108	15.6%	697,135			8・12月頃				
17 広島市		小	140	60,667	611	10,964	11,575	19.1%	583,492	生活保護基準（令和5年10月） ×1.00倍	2,843,260円	2月中旬、新入生は4月中旬	学校：95% 教委：5%			
		中	64	28,674	429	6,450	6,879	24.0%						単年度		
		計	204	89,341	1,040	17,414	18,454	20.7%	1,175,724			随時受付				
18 北九州市		小	127	43,306	111	6,661	6,772	15.6%	439,610	市生活保護基準（平成25年4月） ×1.30倍	2,689,600円	3月から受付	学校 区役所			
		中	63	22,059	97	4,210	4,307	19.5%						単年度		
		計	190	65,365	208	10,871	11,079	16.9%	910,999			随時				
19 福岡市		小	147	82,772	1,099	16,874	17,973	21.7%	883,494	市生活保護基準（平成30年4月） ×1.25倍	2,772,800円	3月※入学準備金（入学前）対象世帯は1月中	学校：20% 教委：80% (オンライン)			
		中	70	39,156	8,253	692	8,945	22.8%						単年度		
		計	217	121,928	9,352	17,566	26,918	22.1%	1,651,690			随時				
20 熊本市		小	92	39,938	349	5,390	5,739	14.4%	345,106	市生活保護基準（令和5年10月） ×1.313倍	2,930,000円	2月下旬～4月 (入学前支給は12～2月)	学校90% 教委10%			
		中	42	19,600	216	3,141	3,357	17.1%						単年度		
		計	134	59,538	565	8,531	9,096	15.3%	736,290			随時受付				
平均		小	144	65,118	703	7,811	8,514	13.0%	692,526	備考：※「認定者数（生保・準保）」「決算額」とも東日本大震災等による震災認定分を除く。また「決算額」は学校給食費、学校医療費を除く。 (借家の金額で算定)	3,140,841円					
		中	69	31,567	966	3,966	4,933	15.6%								
		計	213	96,685	1,669	11,777	13,447	13.8%	1,385,202							

(4) 政令指定都市就学援助事業一覧表（年金、所得控除）

	区分 都市名	世帯所得への年金額の算入及び 年金額の確認方法	世帯所得からの控除
1	横浜市	老齢年金 市の課税情報、所得証明書類添付による確認	税制改正10万円。ひとり親家庭や父母以外の者が養育する等の家庭は世帯の合計所得から35万円を控除。障害者や特別支援級在籍児童・生徒や所得者が複数いる場合は1人につき最大35万円の控除。医療費控除。
2	札幌市	老齢年金 保護者から閲覧の委任等必要な手続きを経て、市が管理しているデータにより、市教委が直接確認する。	医療費控除（医療費の支払額を証する書類を提出することで、医療費控除対象となる経費について、自己負担分を世帯の合計所得金額から控除している） 負傷・疾病による療養や、自己の責めに帰することのできない理由で失業して、申請日時点で無職・無収入の方がいる場合は、失業したことを証する書類を提出することで、その方の給与（営業）所得を0円とみなして審査している。
3	仙台市	老齢年金：税情報	税制改正10万円
4	新潟市	老齢年金 市の課税情報にて確認	税制改正10万円 給与所得から、10万円を上限に控除
5	さいたま市	老齢年金 賦課決定前：源泉徴収票等 賦課決定後：所得の証明書	税制改正10万円
6	千葉市	老齢年金 税連携データ取込	税制改正10万円 給与所得額及び公的年金所得額が10万円以上であれば10万控除。10万円未満はその金額を控除。
7	川崎市	老齢年金 課税台帳及び課税証明書	税制改正10万円 ・課税額証明書にて医療費控除額の確認を行う。 ・医療費の領収書の合計金額から10万円引いた金額を医療費控除額とする。 ・給与所得、年金所得ともに10万円以上ある場合は、合計所得が所得調整控除で「-10万円」となっていることを確認 ・配偶者控除の対象者は、所得を0円とする。
8	相模原市	なし	なし
9	静岡市	老齢年金 障害年金 遺族年金 非課税年金の場合、添付書類による確認	なし
10	浜松市	老齢年金 市、県民税課税台帳により確認	税制改正 10万円 総所得金額から10万円を引いて算定

区分 都市名	世帯所得への年金額の算入及び 年金額の確認方法	世帯所得からの控除
11 名古屋市	老齢年金 同意により市のデータを閲覧 情報取得の同意が得られない場合や本市に情報がない場合は認定関係書類を保護者が添付	税制改正10万円 総所得金額-10万円
12 京都市	老齢年金 市保有の税情報照会又は公的証明書の提出	税制改正10万円 税制改正に伴う給与所得等からの控除以外は、以下の条件に該当する人数又は項目の数ごとに23万円を所得基準額に加算している。 ア 妊婦、イ 産婦(出産後6か月以内)、ウ 老齢者(70歳以上)、エ 母子(父子)世帯、オ 障害のある方(身体障害手帳1～3級、精神障害手帳1・2級又は療育手帳Aと同程度) カ長期療養者(入院又は在宅で3か月以上治療中)、キ 18歳未満が3人以上(18歳未満の人数から2を引く)
13 大阪市	老齢年金 所得証明書等より公的年金等に係る所得を確認	税制改正10万円 給与所得者及び公的年金所得者は所得金額より最大10万円を控除する。 医療費控除を受けた額を所得金額より控除する。
14 堺市	老齢年金 市が管理している課税台帳データにより課税年金のみ算入	税制改正10万円 ひとり親控除 35万円 寡婦控除 27万円 障害者控除 27万円（一般）、40万円（特別）
15 神戸市	老齢年金 市・県民税課税台帳により確認	税制改正 10万円 寡婦・ひとり親控除 27万円 特別障害者控除 40万円 普通障害者控除 27万円 医療費控除 医療費控除額
16 岡山市	老齢年金 税システムから取り込んだ所得額（年金収入含）で審査	税制改正10万円 医療費控除 保護者が負担した医療費をそのまま控除 障がい者控除 税の障がい者控除を準用
17 広島市	老齢年金 市内システム間のデータ連携により必要な所得情報を就学援助システムに取り込み、自動で確認	税制改正10万円 社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除：全額控除 生命保険料控除：市町村民税の算定における控除額（上限35,000円）
18 北九州市	老齢年金 教委が課税台帳にて確認	世帯構成員の長期療養に伴う医療費や保証倒れによる負債（資産購入の対価となるものは除く）がある場合の当該年度に返済すべき金額 個別の状況に応じて資料を提出の上、合計所得より控除。
19 福岡市	老齢年金 課税情報	なし
20 熊本市	老齢年金 源泉徴収票や所得証明書の提出により確認	税制改正10万円 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から10万円を控除する。 医療費の領収書や医療費のお知らせから保険診療分の自己負担額を計算する。 世帯所得が所得基準額を超過した場合は、当該世帯が審査対象年に支出した医療費（保険診療分に限る）のうち、自己負担額を世帯所得から控除している（こども医療費助成の対象者については助成適用後の自己負担額が控除対象）

4 令和7年度 就学援助事業実施状況

(1) 予算額の前年度対比表

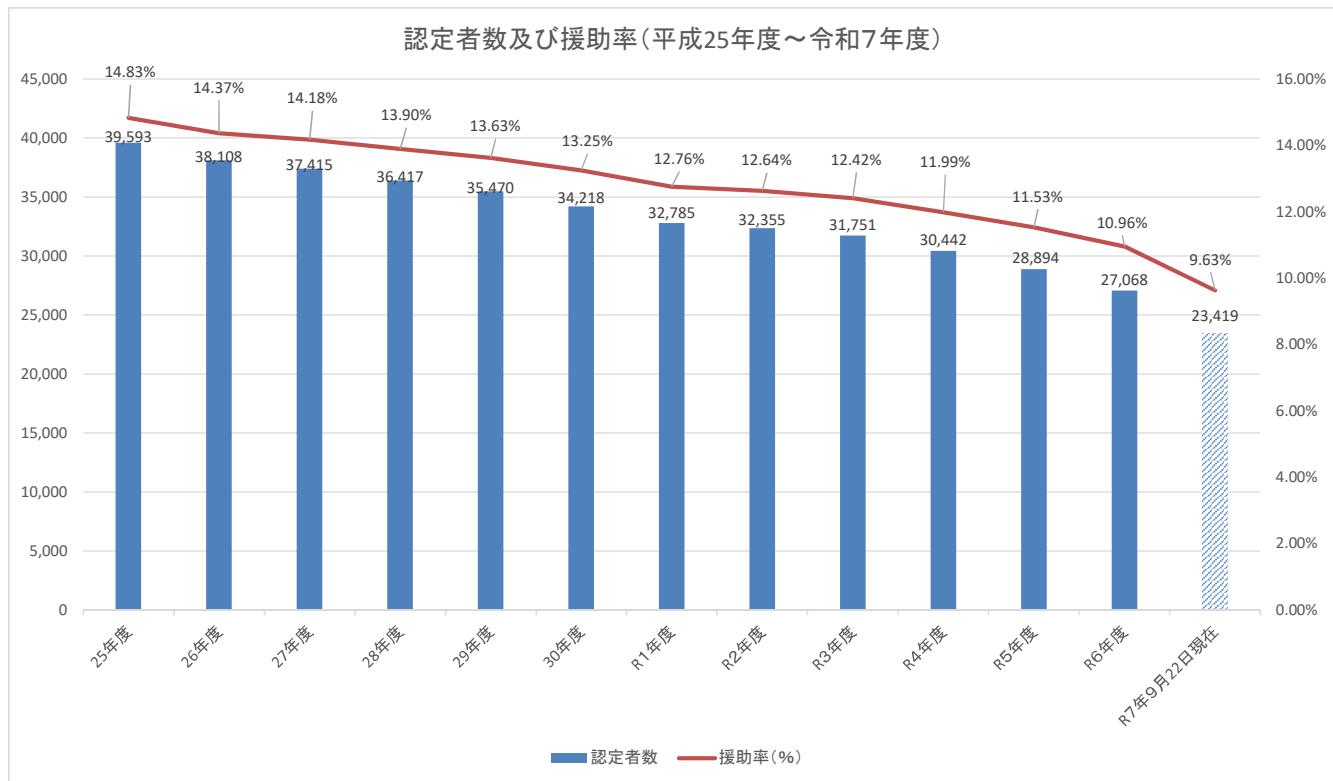
予算年度 費　目	令和7年度		令和6年度		差引	
	人員(人)	金額(千円)	人員(人)	金額(千円)	人員(人)	金額(千円)
合　計	—	2,971,180	—	3,276,230	—	△ 305,050
学用品費・通学用品費・ 校外活動費・PTA会費・ 生徒会費(中学校のみ)	27,413	639,640	30,404	707,940	△ 2,991	△ 68,300
入学準備費	6,313	468,100	7,097	515,520	△ 784	△ 47,420
宿泊を伴う校外活動費	5,744	25,460	6,641	29,470	△ 897	△ 4,010
修学旅行費	5,993	228,890	6,715	240,110	△ 722	△ 11,220
クラブ活動費	9,995	199,360	11,017	218,829	△ 1,022	△ 19,469
卒業アルバム代等	5,993	59,890	6,715	67,147	△ 722	△ 7,257
学校給食費(小学校)	18,648	847,872	19,520	980,968	△ 872	△ 133,096
学校給食費(中学校)	8,618	465,912	8,755	478,444	△ 137	△ 12,532
学校病医療費	7	84	9	108	△ 2	△ 24
日本スポーツ振興 センター掛金	28,314	26,474	29,592	27,669	△ 1,278	△ 1,195
眼鏡購入費	1,311	9,498	1,383	10,025	△ 72	△ 527

(2) 区別の認定状況

令和7年9月22日現在

区名	小学校				中学校				小・中学校計			
	在籍者数 A	申請者数 B	認定者数 C	援助率 C/A	在籍者数 A'	申請者数 B'	認定者数 C'	援助率 C'/A'	在籍者数 A+A'	申請者数 B+B'	認定者数 C+C'	援助率 (C+C')/(A+A')
計	167,422	17,155	14,511	8.67%	75,672	10,452	8,908	11.77%	243,094	27,607	23,419	9.63%
鶴見区	13,685	1,554	1,289	9.42%	6,649	915	742	11.16%	20,334	2,469	2,031	9.99%
神奈川区	10,033	891	757	7.55%	4,110	550	477	11.61%	14,143	1,441	1,234	8.73%
西区	4,053	388	323	7.97%	1,285	197	162	12.61%	5,338	585	485	9.09%
中区	4,324	465	409	9.46%	1,982	385	333	16.80%	6,306	850	742	11.77%
南区	7,424	1,256	1,079	14.53%	3,636	682	600	16.50%	11,060	1,938	1,679	15.18%
港南区	9,007	1,012	828	9.19%	4,665	677	573	12.28%	13,672	1,689	1,401	10.25%
保土ヶ谷区	8,537	1,020	850	9.96%	4,312	684	577	13.38%	12,849	1,704	1,427	11.11%
旭区	10,732	1,249	1,059	9.87%	5,054	739	615	12.17%	15,786	1,988	1,674	10.60%
磯子区	7,519	920	787	10.47%	3,401	518	459	13.50%	10,920	1,438	1,246	11.41%
金沢区	8,149	992	845	10.37%	4,204	620	538	12.80%	12,353	1,612	1,383	11.20%
港北区	17,422	999	835	4.79%	6,195	606	516	8.33%	23,617	1,605	1,351	5.72%
緑区	8,875	966	818	9.22%	3,677	514	436	11.86%	12,552	1,480	1,254	9.99%
青葉区	14,551	951	801	5.50%	6,185	558	480	7.76%	20,736	1,509	1,281	6.18%
都筑区	12,079	844	726	6.01%	5,581	514	455	8.15%	17,660	1,358	1,181	6.69%
戸塚区	13,599	1,254	1,055	7.76%	6,092	788	662	10.87%	19,691	2,042	1,717	8.72%
栄区	5,294	588	506	9.56%	2,312	326	276	11.94%	7,606	914	782	10.28%
泉区	6,935	893	765	11.03%	3,615	574	496	13.72%	10,550	1,467	1,261	11.95%
瀬谷区	5,204	913	779	14.97%	2,717	605	511	18.81%	7,921	1,518	1,290	16.29%

(3) 認定者数の推移（平成25年度～令和7年度）



5 令和8年度就学援助事業実施計画

(1) 実施計画【案1】

項目	実 施 要 領	備 考
1 就学奨励 対策審議会	教育委員会の諮問に応じて、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の調査方法並びに選定基準その他就学奨励対策について調査審議します。 (条例第1条、第2条)	
2 保護者への周知方法	(1) 教育委員会事務局が作成した「就学援助制度のお知らせ」のチラシを各学校から全児童生徒の保護者に配布します。 (2) 「広報よこはま」等に掲載し周知します。 <u>(3) すぐーる（家庭・学校連絡アプリ）で申請勧奨（令和7年度から実施）</u>	
3 教職員及び関係機関への周知方法	(1) 各校は、「就学援助制度のお知らせ」等を活用し、制度周知の徹底を図ります。 (2) 上記のお知らせを各区福祉保健センター及び全民生委員・児童委員に配布します。	
4 申請から認定までの手続き	<p>【学校】</p> <p>① 申請 保護者は直接学校に申請書を提出します。 ※小学校入学準備費は、直接入学予定の学校に申請書を提出します。</p> <p>② 申請受付 申請書及び添付書類を確認し、認定台帳及び請求内訳書を作成します。</p> <p>③ 審査結果の通知 保護者に認定・否認定の結果と援助費支給の通知を出します。</p> <p>④ 就学奨励対策協議会 対象者がもれなく申請することを確保するため、地域の民生委員・児童委員の協力を得て、校長が必要に応じて開催します。（民生委員・児童委員と連絡調整が十分図られている場合、開催を省略できます。）</p> <p>【教育委員会事務局】</p> <p>申請書を審査し、認定・否認定を決定し、学校に通知します。</p>	<p>【小学校入学準備費】 申請受付は11月上旬。 期限を過ぎた場合は、入学後に申請していただきます。</p> <p>【通常申請】 第1回受付期限は4月下旬から5月上旬。 但し、その後も随時受け付けます。申請締め切りは2月末日です。</p>
5 認定基準	(1) 文部科学省認定要領に準じた認定基準 (2) (1)のほか、市独自の所得基準(本市生活保護基準(平成25年4月時点)) (3) (1)(2)のほか、個別の状況に応じて、校長が援助の必要性を認め、状況確認書が付されたものについて教育的配慮により認定します。	
6 援助費の支給	支給時期は、第1期分を7月下旬、第2期分を11月上旬、第3期分を3月上旬に支給します。2回目以降の申請については、月1回程度認定結果の通知及び支給を行います。 給食費は保護者から徴収せず、就学援助費を充当します。ただし、認定前に納入された分は後日還付します。 小学校入学準備費は、入学前の12月に支給します。 中学校入学準備費は、就学援助認定済の小学校6年生に入学前の11月に支給します。また、一部現物支給として12月に標準服等に使用できるクーポン券(30,000円)を配布いたします。※就学援助費は学校を通じて支給します。 ※小学校入学準備費は、教育委員会事務局から保護者に直接支給します。	支給にあたっては、児童生徒へ精神的負担を与えないよう配慮します。
7 税務情報の取得	申請者の同意により税務システムの所得情報を取得し、就学援助システムにより判定します。	

(2) 認定基準【案2】

<認定要領>

就学援助を受けることのできる者は、横浜市立小学校、市立中学校又は市立義務教育学校に在学し、又は入学しようとする学齢児童等の保護者で、前年度又は当該年度において次のいずれかに該当する者とします。

ア 要保護児童・生徒として認定する者

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。ただし、教育扶助を受給していない者及び保護を受けていないが保護を必要とする状態にある者の援助費目は、準要保護者と同様（教育扶助を受給していない者については、生活扶助で支給される入学準備費を除く）に扱います。

イ 準要保護児童・生徒として認定する者

児童・生徒の保護者が、上記要保護者に準ずる程度に困窮しているため、就学困難と認められる者

- (ア) 生活保護法に基づく保護の停止または廃止
- (イ) 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の受給
- (ウ) その他、特別な理由があり、経済的に困窮している
 - a 世帯全体の総所得が、別表の基準額以内の者
 - b その他、学校長と教育委員会が協議のうえ、援助が必要と認められる者

<所得基準>

準要保護者の認定にあたって、「認定要領」イ（ウ）の該当者を把握する場合の判断の目安として「基準額」を設定し、世帯の総所得が基準額以内の者を認定とします。

<受給対象者の認定基準イの（ウ）aの場合の基準額>

世帯人數 人	総所得額 円
2	2,562,360
3	3,126,270
4	3,493,690
5	4,032,130
6	4,442,470
7	5,020,810
8	5,495,730
9	5,991,870
10	6,296,910

※ 就学援助対象者の認定に係る所得基準について

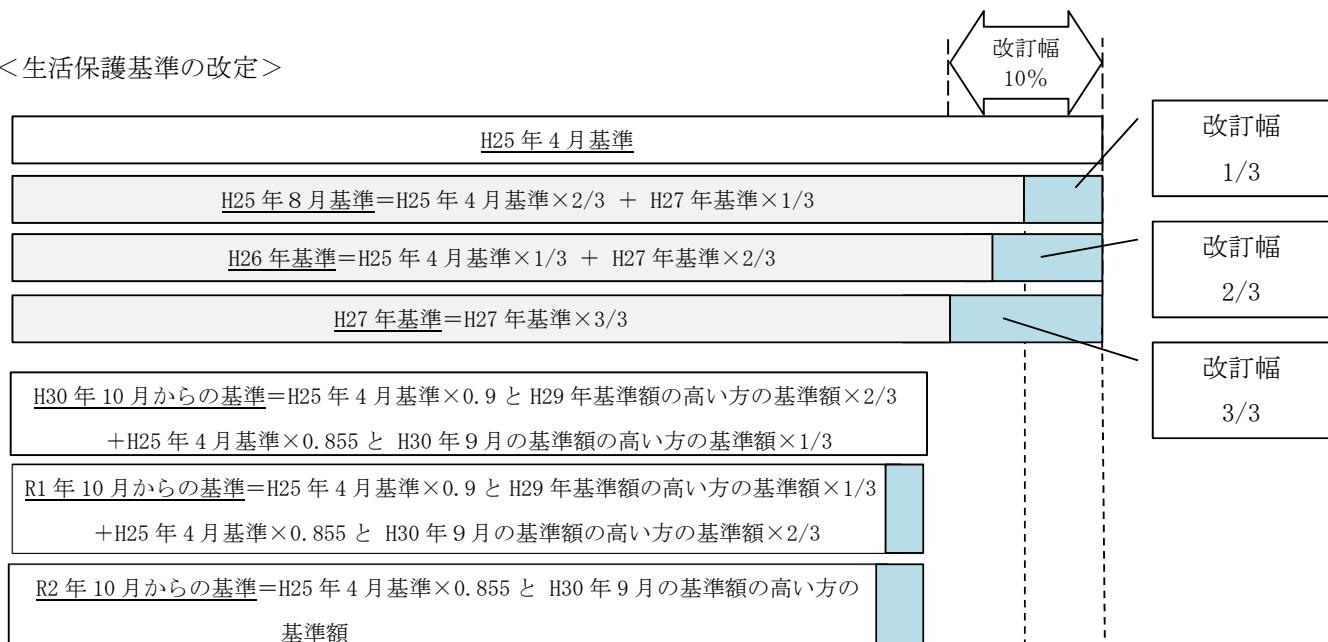
就学援助では、前年度の生活保護基準を基に、モデルケースとして設定した家族構成ごとの需要額を算出し、その合計額（年額）の1.0倍の額を所得基準の限度額としていました。

平成25年8月1日から生活保護基準が見直され、激変緩和措置として段階的に生活保護基準額を改定しました。改定幅は平成25年4月基準の90%を下限とし、3年かけて均等に1/3ずつ引き下げました。

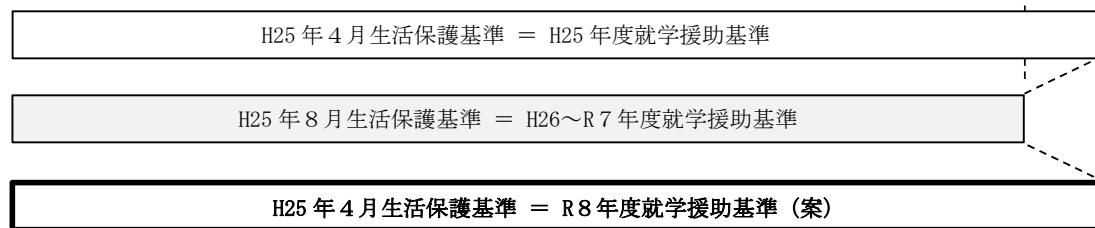
就学援助の認定基準は横浜市の生活保護基準に基づき算出するため、生活保護基準の見直しに伴い、平成26年度に就学援助の認定基準を下げました。

平成27年度から30年度においては、社会経済状況をふまえ、平成30年10月1日からさらに生活保護基準が見直され、3年間かけ3段階に分けて生活保護基準額が改訂されるところ、令和2年10月2日付で文部科学省から生活保護基準の見直しに伴い直接影響を受け得る国の制度については、生活保護基準額が減額となる場合にできる限りその影響が及ばないよう国としては対応するとし、地方自治体で独自に実施される準要保護者に対する就学支援についても、この政府の対応方針等の趣旨を理解し、適切に判断・対応いただきたい旨の依頼があり、平成26年度の認定基準を引き続き据え置くことで答申していただきました。

<生活保護基準の改定>



<就学援助認定基準の改定>



令和8年度の就学援助における所得基準の限度額について

令和7年6月27日に最高裁から、「平成25～27年に厚労省が段階的に行なった生活保護基準の引き下げ改定は違法であり、自治体が行なった生活保護費減額を取り消す」との判決が示されました。なお、国への損害賠償請求は棄却されています。

それを踏まえて、令和8年度の就学援助の基準については、保護基準減額前の平成25年4月生活保護基準を基に改めることについてご審議をお願いいたします。

ア 令和8年度の所得基準の限度額について（案）

横浜市民の生活保護基準額(平成25年4月1日の基準額)を基に、モデルケースとして設定した家族構成ごとの需要額を算出して、その合計額(年額)の1.0倍の額を所得基準の限度額としています。

(例) 家族人数4人【夫40歳、妻36歳、子11歳（小5）、子8歳（小2）】

月額積算費目				月額計× 12ヶ月	年額積算費目			(H25.4.1生活保護基準単価) 合計（円）
生活扶助	教育扶助(基準額+学級費)	住宅扶助	月額計		給食費	期末一時扶助	冬季加算	
196,406	10,620	69,800	276,826	3,321,920	88,000	56,720	27,050	3,493,690 (①+②+③+④)
				①	②	③	④	

【参考】令和7年4月1日の生活保護基準を基に積算した基準額

(例) 家族人数4人【夫40歳、妻36歳、子11歳（小5）、子8歳（小2）】

月額積算費目				月額計× 12ヶ月	年額積算費目			(H7.4.1生活保護基準単価) 合計（円）
生活扶助	教育扶助(基準額+学級費)	住宅扶助	月額計		教育扶助(学習支援費)	給食費	期末一時扶助	
176,655	9,140	68,000	253,795	3,045,540	32,800	101,200	26,760	22,900 (①+②+③+④+⑤)
				①	②	③	④	⑤

【参考】平成25年8月1日の生活保護基準を基に積算した基準額（令和7年度認定基準）

(例) 家族人数4人【夫40歳、妻36歳、子11歳（小5）、子8歳（小2）】

月額積算費目				月額計× 12ヶ月	年額積算費目			(H25.8.1生活保護基準単価) 合計（円）
生活扶助	教育扶助	住宅扶助	月額計		給食費	期末一時扶助	冬季加算	
H24年度基準×2/3	H27年度基準×1/3			130,937	58,922	10,620	69,800	270,279 3,243,350 (①+②+③+④+⑤)
				①	②	③	④	⑤

(*) 減率
生活保護基準で定められている段々と減らしていく率

イ 令和8年度(案)と令和7年度の世帯人員別限度額比較

(単位：万円)

家族数 年度	2人		3人		4人		5人		6人	
	総収入	総所得								
R8年度a	375	256	445	312	491	349	558	403	610	444
R7年度b	367	250	434	303	485	344	550	396	608	442
差引a-b	8	6	11	9	6	5	8	7	2	2

家族数 年度	7人		8人		9人		10人	
	総収入	総所得	総収入	総所得	総収入	総所得	総収入	総所得
R8年度a	680	502	732	549	787	599	821	629
R7年度b	678	500	731	548	787	598	821	628
差引a-b	2	2	1	1	0	1	0	1

6 就学援助事業 単価対比表

費　目		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
学用品費・通学用品費 校外活動費・PTA会費 生徒会費	1学年	16,680	30,200	16,680	30,200	16,680	34,850
	その他の学年	18,950	32,470	18,950	32,470	18,950	37,120
宿泊を伴う校外活動費		3,690 (限度)	6,210 (限度)	3,690 (限度)	6,210 (限度)	3,690 (限度)	6,210 (限度)
入学準備費		63,100	79,500	64,300	81,000	91,600	101,000
修学旅行費		補助対象実費	補助対象実費	補助対象実費	補助対象実費	補助対象実費	補助対象実費
クラブ活動費	中・1学年	2,760	30,150	2,760	30,150	2,760	30,150
	中・2学年		20,100		20,100		20,100
	中・3学年	(限度)	10,050	(限度)	10,050	(限度)	10,050
卒業アルバム代等		11,000	8,800	11,000	8,800	11,000	10,000
学校給食費		実費	実費	実費	実費	実費	実費
学校病医療費		実費	実費	実費	実費	実費	実費
日本スポーツ振興センター共済掛金	準保	935	935	935	935	935	935
	要保	55	55	55	55	55	55
眼鏡購入費		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

※費目別単価は年額を記載

※日本スポーツ振興センター共済掛金は、本市負担額を掲載

※令和8年度単価は予定